

だれひとり、取り残さない多様な生き方が選択できる島へ

第3次男女共同参画計画を策定しました

男女共同参画社会の実現に向けたさらなる発展を目指して、第3次計画を策定しました。

少子高齢化が進む中で、すべての方が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女がお互いを認め合いつつ、責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

計画の大きな柱

性別に関係なく活躍できるような職場や、悩んだ際に助けを求められる環境づくりなど、多様な生き方が選択できる環境づくりに取り組みます。

男女共同参画社会
の形成に向けた
意識づくり

家庭、地域、教育などあらゆる場において、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに取り組みます。

男女が共に参画し、
多様な生き方が選択できる
環境づくり

女性の活躍できる
社会づくり

意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会づくりを行います。

計画は、市役所本庁舎、各支所・行政サービスセンター、各図書館・図書室で閲覧できるほか、市ホームページからでもご覧いただけます。

～ 皆さんも取り組みましょう！～

家庭で 男女が協力して、家事・育児・介護を行いましょ。

地域で 女性も積極的に地域行事へ参加できるように働きかけ、女性自身も積極的に参加しましょ。

職場で 男女雇用機会均等法を守り、さまざまな場面で男女格差をなくしましょ。

性別による差別的取り扱いなどに関する相談をお受けします

県では、結婚や離婚、職場の人間関係、男女の健康、生き方などに関する相談を受け付けています。相談は無料です。悩んだときには、お気軽にご相談ください。

新潟県男女平等推進相談室
☎025—285—6605

月～金曜日 午前11時～午後5時30分
土曜日 午前10時～午後4時30分

※日曜日、祝日、
年末年始を除く。

お問い合わせ 企画課 政策推進係 ☎63—3802